

令和8（2026）年4月15日

台中日本人学校

体験入学希望保護者様

体験入学実施要項

1 体験入学資格

- (1) 原則として台湾に在住し、日本人学校以外の学校に在学し、日本国籍をもっている子女を対象とする。
- (2) 定数は各学年2人とする。（5月1日受付開始、メール先着順）
HPにある「体験入学申請書」に必要事項をご記入の上、データを添付してメールする。
- (3) 日本語を理解し、教員の指示に従い、授業に参加できる。
面談で判断する。
- (4) 学校の決まりを守ることができる。
以上の条件を満たさない場合は体験入学を認めない。または、途中退学の場合もある。

2 体験入学の目的と体験後の扱い

本事業の目的は、対象となる子女に日本の教育を体験させることである。したがって、本校への編入学として扱うものではない。

3 体験期間

1学期終業式（7/17）までのおよそ3週間

4 保護者への確認事項

- (1) 授業料は、体験期間に関わらず、授業料は1ヶ月分を納入する。
- (2) 当該子女の登下校は、保護者の責任において行う。
申し出により、スクールバスの利用は可能である。
スクールバス利用料は、1ヶ月分を納入する。
ただし、利用期間が15日間以下の場合は月額半額とする。
- (3) 校内での怪我等について、学校の保険は適用しない。
- (4) 当該期間に必要とした教材費等は、保護者が実費にて支払う。
- (5) 体験入学期間については、学校と協議の上決定する。その際、学校の行事および学年の事情を優先する。

5 提出物と面接

当該子女の体験入学を希望する保護者は、当該子女の「パスポート」の写しを提出するとともに面接を行う。

6 その他

その他、体験入学に係る必要事項については、学校長が定める。